

高収益作物次期作支援交付金

【令和2年度補正予算額 158,490百万円】

(第1次補正予算額 24,190百万円、第3次補正予算額 134,300百万円)

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた花き・茶・野菜・果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。また、令和2年10月に行った本交付金の運用見直しにより、交付金が減額または交付されなくなる生産者を対象として、本交付金を見込んで既に実施した機械等の投資に対し、減額分を上限として支援します。

<事業目標>

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス感染症の収束後に向けた生産体制の強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- ① 次期作に前向きに取り組む花き・茶・野菜・果樹等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を各生産者の減収額を超えない範囲で支援します。

【定額支援】

野菜、果樹、花き、茶等：10aあたり5万円(注1)
 施設花き等：10aあたり80万円
 施設果樹：10aあたり25万円

運用見直しに伴う追加措置

本交付金の10月の運用見直しにより、交付予定額が減額または交付されなくなる生産者であって、事業開始(4月30日)から10月30日までの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注を行った生産者を対象に、減額分を上限として支援します。

- ② 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。
 【定額支援：10aあたり2万円×取組数】(注2)(運用見直し対象外)

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- 花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。
 【定額支援：1人・1日あたり2,200円(ただし、作業従事者1人につき90日まで)】

(注1)、(注2)は、中山間地域等では支援単価を1割加算
 ※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援

<事業の流れ>



【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・種苗、肥料、農薬等の資材費
- ・土壌改良資材の投入に要する経費
- ・灌水装置や換気扇の導入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



被覆資材の導入

【取組例】

- ・新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- ・新品種・新技術の導入等
- ・海外の残留農薬基準への対応、有機農業やGAP等の取組 等



新品種導入試験

【取組内容】

- ・産地の取り決めに基づき、まとめて高品質な花き等を出荷



芽かき・摘花等の徹底

新たな需要に対応した生産強化

【お問い合わせ先】 (野菜等関係) 生産局園芸作物課 (03-6738-7423)
 (花き関係) 園芸作物課 (03-6738-6162)
 (茶関係) 地域対策官 (03-6744-2117)

施設園芸等燃油価格高騰対策（事業期間 令和4年度まで）

<対策のポイント>

施設園芸等において、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、省エネルギー化等に取り組む産地に対し、燃油価格が高騰した場合に国と生産者が積み立てた基金から補填します。

<政策目標>

燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換（施設園芸等の主要な産地におけるA重油使用量を15%削減等）

<目的と基本的な仕組み>

施設園芸等燃油価格高騰対策の目的
燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

基本① 支援対象者

施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等。

基本② 省エネルギー等対策推進計画

支援対象者は、3年間で燃油使用量の15%以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定。

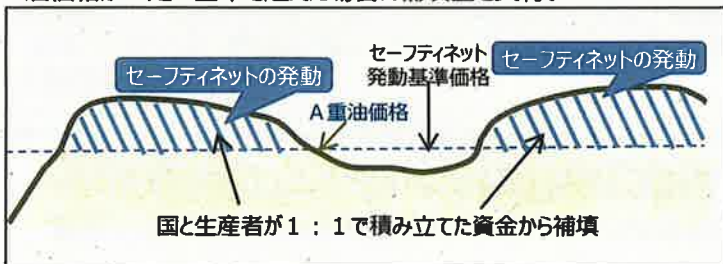
※ 初めて取り組む場合は3年間で10a当たり燃油使用量を15%以上削減、2期目以降に継続して取り組む場合は、3年間で10a当たり燃油使用量を更に15%削減するほか、単位生産量(額)当たり燃油使用量を15%以上削減する目標（収量増で達成可能）を立て、計30%以上の省エネに取り組む。

計30%以上の削減を達成した者は、自身の削減目標を定め、更なる省エネに向けて不断に取り組む。

基本③ 施設園芸セーフティネット構築事業

① 支援対象者は、セーフティネットの対象期間を選択し、燃油購入数量を設定して補填積立金を納入（国と生産者が1：1で積み立て）

② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃油価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。

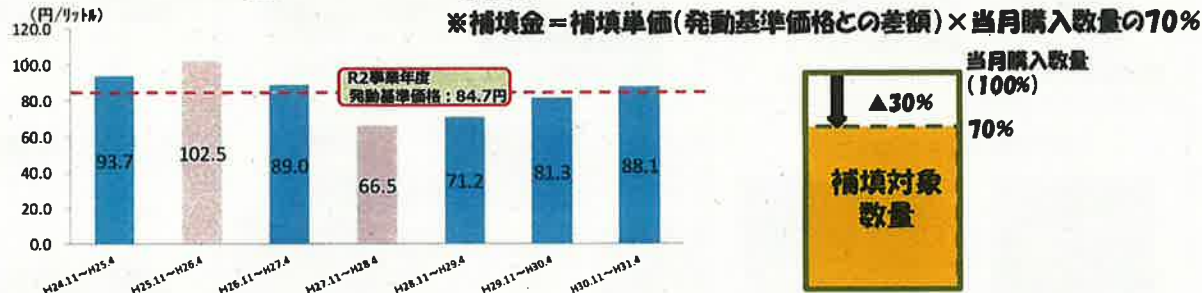


<対策のポイント>

【ポイント1】セーフティネット発動基準価格、補填対象数量

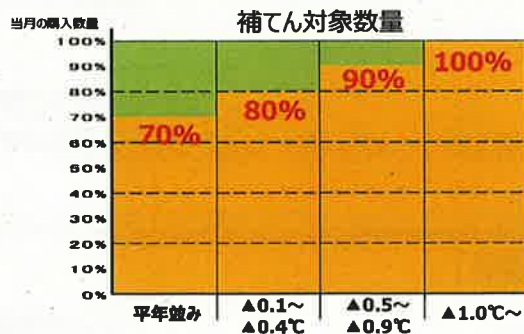
過去7年間のA重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格を発動基準価格とし、当該月購入数量の70%補填対象数量とする。

※補填金 = 補填単価(発動基準価格との差額) × 当月購入数量の70%



【ポイント2】低温特例措置

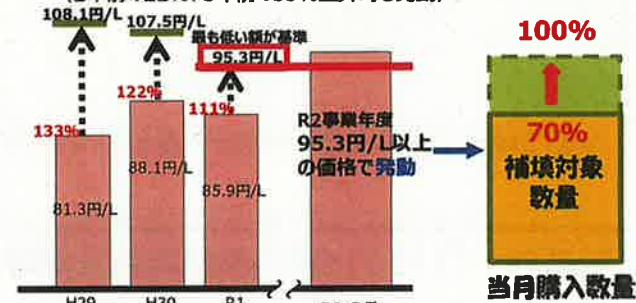
当月の気温が平年気温を下回った場合、段階的に補填対象数量を引き上げ。



【ポイント3】急騰特例措置

燃油価格が、前年加温期間の平均価格より11%以上高騰し、かつ、7中5平均の価格を上回った場合、補填対象数量を引き上げ。

(2年前の22%、3年前の33%上昇時発動)



【お問い合わせ先】生産局園芸作物課 (03-3593-6496)

園芸産地における事業継続強化対策

【令和2年度第3次補正予算額 260百万円】

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援**します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援**します。

<事業目標>

全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上 [令和7年度まで]

<事業の内容>

産地の生産部会等の単位で**複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援**します。

<事業イメージ>

台風・地震等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要
→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化

16

1. 産地等における取組【補助率：定額、1/2】

- ① 事業継続計画の検討、策定
- ② 非常時の協力体制（従事者の融通等）の構築
- ③ 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
- ④ 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
- ⑤ 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入
- ⑥ 事業継続計画に基づく災害復旧の取組実証

<事業の流れ>



【支援内容】

- 産地単位や法人グループ単位で業務継続計画を検討・策定



BCPの実践に必要な取組を支援



非常時の協力体制の構築



ハウス自力施工研修など技能習得



ハウスの補強



非常用電源の共同利用



自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証

【お問い合わせ先】 生産局園芸作物課 (03-3593-6496)